

# 經濟論叢

第108卷 第2号

- 
- 国家的独占の基礎概念についての一考察……………池 上 惇 1
- 職務給と企業間賃金格差……………赤 岡 功 16
- 財政改革と近代官僚制……………舟 場 正 富 35
- 開銀・輸銀・資金運用部制度の  
形成の事情とその役割……………柳ヶ瀬孝三 58
- 

昭和46年 8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 開銀・輸銀・資金運用部制度の 形成の事情とその役割

——戦後日本の財政投融资制度の形成過程 (2)——

柳ヶ瀬孝三

## I はじめに

本稿は、前稿「占領下日本財政の『合理化』過程と財政投融资——戦後日本の財政投融资制度の形成過程 (1)——」に直接ひきつづくものである。前稿においては、昭和23年12月の経済安定九原則とそれにもとづくドッジ・ラインに示されたところの、単一為替レート設定を目標とした「経済安定計画」＝日本をIMF体制下に組み入れるための「国民経済合理化計画」が、アメリカの対日援助の効率的運用（見返資金特別会計）と財政制度の「合理化」（「超均衡予算」と「財政と金融の分離」）を軸として行なわれ、それが「日本経済の自立達成」「産業合理化」と密接な関連をもち、このなかから、いわば「管理通貨制」、「財政合理化」（＝財政資金の効率的運用）、「産業合理化」の統一物としての財政投融资の原型をまづつかみ出した。そして、次に、そうした日本の財政・金融制度の再編成、「合理化」のなかでつかまれた「原型」が、24年の「ドッジ恐慌」と翌25年の朝鮮戦争勃発、特需ブームという事態の進展のなかで、どのように日本の環境への定着へと歩みはじめたかを検討した。この時期においては、単一為替レート維持・通貨安定・インフレ抑制という財政方針上の基調は依然として固く守られたが、主として日本の「自立化」を早期に達成するという要請から、「産業合理化」とくに私企業の設備近代化のために積極的に財政資金を投入していくという方向がとられはじめ、公企業への資金供給を重点とした方向から民間の設備資金そのものの供給へと重点が移されるなかでドッジ・ラ

インの「修正」が行われたのである。これらをふまえたうえで、前稿では産業合理化資金供給機構の整備としての財政制度の「合理化」という側面から検討を加えてきた。

本稿では、前稿の課題を直接ひきつぐとともに、次の諸点を明らかにしたい。すなわち、①単一為替レートの設定自体、通貨安定・インフレ抑制のための「財政収支の総合均衡」「超均衡予算」という財政「合理化」の枠組を与えるものであり、財政資金の効率的運用が財政投融资の基本的内容であった、②他方、単一為替レートは、価格安定と日本商品の「国際競争場裡での自立」「価格の国際的割高の是正」を強制し、企業の「合理化」を迫り、さらに、日本の輸出市場の確保のためにも「産業構造高度化」「産業合理化」を迫るものであった、③とくにこうした「産業構造高度化」、産業再編成の動きを反映して、開銀や輸銀、大蔵省資金運用部制度などの財政投融资機関がどのように形成され、どのような役割を担うものとして実現されたかについて具体的に検討し、先にあきらかにした原型の形成、資金の合理的配分による制度の合理化、再編成から一步すすめて、「機関」そのものの創設、再編成、合理化へと対象を移してみたい。

本稿での研究対象は、従って、前稿の直接の継続として、昭和25年度補正予算および昭和26年度予算において設立され、形成されることになった、日本開発銀行、日本輸出銀行、大蔵省資金運用部制度の3つの財政投融资機関の形成の事情とその役割についてである。この3つの機関は、いうまでもなく、戦後日本の財政投融资制度の中核的な位置を占めるものであって、結論を先どりしていえば、これらの機関は、従来の「復金型」の補助金供給的機関とは根本的に異なり、民間と政府との「競争」をむしろ意図的に組織することによって独占体の合理化にとって「新しい環境」を整備するものであった。（これらの機関は、さらに、日本の「講和」体制への移行に伴う昭和27・28年度予算の段階で拡充され、制度的な整備がさらに行われてくるのである。しかし、本稿ではその制度的な拡充・整備にまで立ち入ってはいない。それは、本稿で対象とする時期が、戦後日本の財政投融

資制度の形成過程の一つの段階としても把握すべきであると考えからであり、それらの拡充・整備の時期については、さらに次稿を期することとする。)

## II 輸銀の設立と東南アジアむけプラント輸出

昭和25年12月28日に設立され、翌2月1日より開業した日本輸出銀行は、プラント輸出促進の政府金融機関として、「自立化」の至上命令であった輸出を伸張させ、しかも「産業構造高度化」、重化学工業化を促進するものとして、また「プラント輸出は外貨獲得上効率的な手段であった」<sup>1)</sup>ことから、比較的早くから設立の方向が認められた。すでに、ドッジ・ライン実施下の輸出の不振を打開していくために、25年春の池田蔵相の訪米の際のドッジとの会談において基本的合意をえていた。ドッジはこの段階では、産業独占体への財政資金の放出には「極めて強い反対をととなえていたのであるが、この輸出金融公庫の設立を支持した唯一の理由は、それが輸出に役立つという一点に着目していたため」<sup>2)</sup>であった。

昭和24年頃から、「わが主要輸出市場である東南アジア諸国においては、戦後近代工業国への発展のため種々の工業化計画をもち、パキスタンをはじめ各国より、わが国に対して資本設備買付の引合を寄せるものが多かった。この資本設備いわゆるプラントの輸出は、わが輸出市場の開拓にも貢献するところ大なるのみならず、またわが国商業（原文のまま、産業あるいは貿易のことか——引用者）の重化学工業化方針に合致するので、その輸出の振興が重大な問題として取上げられることになったのである。」<sup>3)</sup>しかし、民間金融の逼迫、とくに輸出金融については「日銀の貿易手形優遇制度を唯一のよりどころ」とする状況であり、財政資金の投入が強く要望された。（日産協からの「長期輸出金融機関の急速設置要望」や重工業輸出振興会からの「輸出長期金融に関する陳情」などが出されている。）

1) 日本輸出入銀行「十年の歩み」昭和38年、25ページ。

2) 同上、14ページ。

3) 全国銀行協会連合会編「金融制度」昭和31年、267ページ。

経済安定九原則やドッジ・ラインのいう「自立化」政策は、前稿においてみたように、対日援助を削減できるだけの日本の輸出を振興することが至上要求であると同時に、その内容は、日本商品の輸出市場を主としてスターリング圏であった東南アジアに求めさせる方向をとらせようとしていたし、また、単一為替レートの設定によってそうした日本商品の「国際競争場裡での自立」を強い、その水準へと日本商品のコスト・ダウンをめざしていたが、戦後インフレのなかでの日本商品の「国際的割高」は早急には解消しなかった。とくに、1949年（昭和24年）「当時の国際経済が一般的デフレ過程を辿り、貿易上では買手市場への転換となり、各国の国際収支の悪化が同年秋のポンド（英国）およびそれに追隨する諸国の為替切下げを惹き起したような外部的購買力不足の情勢と、国内的には、単一為替レート設定以来のあわただしい合理化とコスト引下げの過程に入ったわが国産業の情勢からして、対外競争力の点で短期的にはいまだ十分な成果を勝ち得ていなかったという事情」があり、「9月18日のポンド切下げおよび一連の諸国の平価切下げは、漸く立直ろうとした輸出貿易に多大の衝動を与え、これを機としてスターリング地域向け輸出は大幅に減退した。」<sup>4)</sup>にもかかわらず、円切り下げは許されず、1ドル=360円レートを維持し、ひきつづき「産業合理化」をすすめることが要請されていた。しかし、同時に、この激化した各国の市場競争のもとでは、輸出市場確保のために強力な国家独占を獲得することを大企業、独占体は強く要望したのであった。

しかし、ドッジやGHQ側が、「輸出に役立つ」ためとはいえ、ドッジ・ラインのめざす日本の大企業・独占体の財政資金への寄生、再びアメリカと競争しうるような国家独占を与えないという方針上、そう容易に輸銀の設立が決ったというわけではなかった。最終案が決まったのは、結局、朝鮮戦争勃発後の25年秋のドッジの3度目の来日以降のことであった。

11月9日の書簡で示されたドッジの構想は、「(1)輸銀の機構は簡単なものとし、政府の直接の支配から独立した金融機関とする。(2)市中銀行と競合するよ

4) 経済企画庁戦後経済史編纂室「戦後経済史（貿易・国際収支編）」昭和37年、83-84ページ。

うな短期の信用供与は行なわない。(3)国内に対する信用供与を主たる融資形式とする。ただし、例外的に海外に対する信用供与を行なうことを認める。(4)借入および債券発行による資金調達は認めない。」というものであった。これに基づいて作成された法案について、GHQからさらに了解をとりつける段階で、「(1)輸銀の行う業務期間を制限する。(2)国内輸出業者への融資は協調融資とする旨明記する。」と追加され、輸銀の設立は過渡的なものとされる厳しい条件となった<sup>9)</sup>。

こうして、第1に、機関の性格については、当初日本側では「公庫」とするか「金庫」とするかが論議されていたのに対して、「銀行」であるとされ、政府金融機関としては最も「自主性」が与えられて、政府の直接支配からの独立を強く意図したものとなり、市中銀行なみにできるだけ「市中ベース」をとっていく方向がとられた。そしてその運営は、できるだけ、金融資本の代表者にまかされた。総裁河上弘一(元興銀頭取)、副総裁山際正道(元大蔵次官)、理事石坂禄郎(横浜正金銀行出身)、同加藤宝(日銀出身)、同高橋一(興銀出身)、監事牛馬友彦(元近衛首相秘書)というメンバーであった。

第2に、業務内容について、融資の重点を国内業者におくもの(通産省案)と海外業者におくもの(大蔵省案)との対立は、結局、前者がとられ、海外市場を国家独占によって確保するというよりも、海外市場競争に打ち勝てるだけの日本企業の「合理化」をすすめるというように、国内の「企業の合理化」と「産業合理化」をすすめる政府金融機関とされた。さらに、朝鮮戦争勃発に伴う原材料入手難から輸入金融もあわせ行えるようにとの要求も強かったがこの段階では認められなかった。

さらに第3に、債券発行や短期資金の日銀借入れが日本側案にあったが、インフレをひきおこすものとして認められなかった。日本独占体が狙っていた預金部資金とのむすびつきは避けられ、単一為替レートをおびやかすインフレ的措置は認められるものではなかったのである。あくまで、財政資金を出資する

<sup>9)</sup> 前掲書「十年の歩み」19ページ。

という形式で、それ自体の資金の回転によって運営すべき独立採算的機関であり、それが財政にはねかえり、とめどもない財政膨脹を妨ぐとともに、こうした独立採算的、効率的機関とすることによって、資金の回収、利息の徴収によって企業の「合理化」圧力としていくことをねらっていたのである。また、外国政府や外国銀行からの借入れもこの段階でまだ認められなかった。

こうして、ドッジおよびGHQ側は、市中銀行との競争の排除、協調融資を行なわせることによって、復金の場合とはちがって、「自主的」独立採算的機関とし、インフレを昂進させず、日本の大企業、独占体の国家への寄生をできるだけ抑えて、「合理化」圧力を加えながら、重工業品輸出産業部門へと資本を動員していくことによって「産業の合理化」「高度化」をすすめることを狙っていたのである。

かくして、輸銀の融資条件は、貸出利率年7.5%以上で、市中の協調融資比率輸銀80、市中20というものとされ、年利7.5%は見返資金の運用利率と同じでそれをひきつぐものであった。こうした融資条件は、世界的にみてより有利などというものではなかったのである。

次に輸銀の実績を検討しよう。

第1表 輸銀資金収支実績

(単位 億円)

一般会計と見返資金の共同出資金50億円で出発した輸銀は、さらに160億円の追加出資(当初26年度の追加は見返資金から50億円、一般会計から50億円とし、資本金合計150億円を折半することになっていたが、一般会計からさらに出資された。)を受けて、27年度末には資本金210億円となった。借入はできなかったから運用できるのはこれだけの出資金

	25年度	26 //	27 //	28 //	29 //
政府出資	50	120	40		
一般会計	25	70	40		
見返資金	25	50		(30)借入	
運用部借入					50
回収額		27	97	88	135
運用益収入		2	2	3	4
貸付額	11	86	83	127	287
繰越額	39	102	158	152	54

日本輸出入銀行「十年の歩み」昭和38年、188ページより。

とその貸付回収利息だけであった。しかし、それでも同年度末の貸付残高はわずかに56億円にすぎず、これだけで十分にまかなえ、しかも多額の繰越を行っている。(第1表) これは26年3月のアメリカの戦略物資買付停止を契機に「動乱ブームの反動期」に入り、プラント輸出は依然として「国際価格に比し著しく割高」であったことから「25～27年度間を通じ総輸出額の5%前後にとどまっていた」ため、期待どおりにはずすまなかつたからであった。第2表によって、輸出金融の品目をみても、「戦前からすでに輸出産業としての歴史をもつ

第2表 輸出品目別融資承諾実績

(単位 億円)

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
船 舶	1	3	23	56	8	39	18	73	24	220
車 両	1	0.8	1	4	6	13	15	51	9	16
電気機械	7	12	13	10	3	2	6	2	6	2
通信機械			1	1			1	0.1	2	1
繊維機械			24	23	6	4	21	20	57	80
鉄鋼製品							4	17	7	30
そ の 他			12	10	9	10	21	13	12	6
合 計	9	15	74	107	32	71	86	179	119	355

日本輸出入銀行「十年の歩み」184ページより。

ていた」繊維機械や鉄道車両、「朝鮮動乱によるタンカー・ブームに際しても、「投機的な独立運航業者としての性格」をもつところの)ギリシャ系船主の主なる関心は、わが国造船業が船台に余裕をもち納期が早いという点にあって、船価の割高ないし輸出実績のないことはそれほど障害とはならなかった」という事情に支えられた船舶輸出、見返私企業投資の重点産業の関連産業としての電気機械などのわずかでしかないという状況であった<sup>6)</sup>。また、第3表によって、地域別にみても、東南アジアむけのものは、27年度末までに48件48億円であり、

⑥ 同上、30-32ページ参照。



第3表 輸出地域別融資承諾実績

(単位 億円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
東アジア (沖縄・韓国・台湾・香港)	件 億円 6 11	件 億円 22 13	件 億円 14 14	件 億円 24 16	件 億円 18 20
東南アジア	1 0.8	36 38	11 9	42 80	72 85
西アジア (トルコ)					2 22
北米			1 10	2 4	1 10
中南米 (パナマ・チリ・ブラジル・アルゼンチン)	2 3	9 31	5 28	10 31	13 79
欧州 (フィンランド・スウェーデン・デンマーク・ソ連・ユーゴ)				5 11	5 37
アフリカ (リベリア・コンゴ)		6 22	1 7	2 34	8 92
大洋州 (オーストラリア・ニューカレドニア)		1 0.8		1 0.06	
合計	9 15	74 107	32 71	86 179	119 355

日本輸出入銀行「十年の歩み」186-188ページより。

中南米むけのものが、同年度末までに16件62億円であり、南東アジアむけのものは、件数では多いが金額では少ないという状況であった。また、東南アジアむけの主として米軍特需発注によって行われているのがかなりのウエイトを占めている。

こうしたことは、日本産業の「高度化」「合理化」が極めて低い水準にあり、まだまだ東南アジア市場に進出できていないことを示している。と同時に、日本の企業が輸銀を充分に利用しえなかったということであり、逆に言えば、輸銀が、日本の大企業・独占体にとって即効的な国家独占的機関ではなく、厳しい「合理化」を推進する意図をもつものであったことを意味していた。しかし、これが、日本の「産業合理化」「産業構造高度化」にとって大きな役割を果しつつあったことも事実であろう。

さらに、この時期における輸銀の役割を示すものとして注目しなければならないのは、「日米経済協力に伴う東南アジア開発計画の一環として具体化」されたというゴアの鉄鉱山開発融資である。「原鉱石の安定供給源の確保」のた

めの「日米経済協力」の機関として輸銀が役割を果たしているのである<sup>7)</sup>。輸銀は、単に国内の「産業合理化」をすすめることによって、輸出市場を確保していくということにとどまらず、原材料市場の獲得にも役割を果たしていたのであるが、それが「日米経済協力」の一環として行うというものであったのである。

### III 資金運用部制度と金融債引受

輸銀につづいてドッジによって認められたのは、大蔵省預金部を大蔵省資金運用部に改組することを条件に、金融債をこの資金で引受けることであった。そして25年12月末から預金部資金による金融債引受 200 億円が許可された。

資金運用部は「一般に資金運用部資金の管理運用権をもった大蔵大臣を長とする一種の国営の金融機関を意味している」といわれるように、その資金の過

第4表 資金運用部資金の構成  
(昭和26年度)

	%
郵便貯金及郵便振替貯金預託金	56.7
簡易生命保険及郵便年金預託金	18.0
厚生保険預託金	13.8
その他会計預託金	8.6
国庫余裕金預託金	1.4
資金及基金預託金	0.8
積立金その他	0.4

全国銀行協会連合会「金融制度」昭和31年、234ページより。

半を占める郵便貯金は「米国における郵便貯金の全国銀行預金に対する比率は概ね2%程度にすぎないが、我国においては20%から時により40%まで及んだことがあり、最近においても15~16%台を示して」(25年10月23日、全銀協のドッジ宛要望意見書)<sup>8)</sup>

いる。この運用部資金の零細性(90

%が零細資金)、長期性(預託金の80%以上が約定期間5年以上)、低利性(貸出年率、特別会計6.0%、政府関係機関6.5%、国債5.5%、地方債6.5%)等において、すぐれて日本の特質をもったものであり、これが日本の財政投融资制度を特質あるものにしてしている中心である。

戦時経済において、「国債の消化、国策会社社債、大陸投資、軍需会社貸付等戦時中全面的に動員されてきた預金部資金」は、戦後のGHQによって使途

<sup>7)</sup> 同上、33ページ。

<sup>8)</sup> 濠田智・鈴木秀雄「財政投融资」昭和32年、341-343ページ。

を国債と地方債の引受のみに厳重に統制され、戦後インフレの進行のなかで、「その不活動の故にむしろ消極的にインフレに対する防波堤の役割を果たしていた。」<sup>9)</sup>そして、ドッジ・ラインのもとで通貨価値が安定し、それにつれて郵便貯金も増勢に転じたが、依然、運用に対する厳しい制限の存続により、「悪性インフレ防止のための投資抑制手段として預金部資金が利用された形となって龐大な余裕金を抱えるにいたった。」<sup>10)</sup>(第5表)

この資金も見返資金同様に民間から資金を吸い上げてプールしていたため、「当然再放出さるべき蓄積資金の放出円滑を欠き」(前掲、全銀協意見書)として日本財界から、いわば戦前における日本独占体の競争力をカバーしていたものを再び手中にするため、強く要求されていたものであった。とりわけ、「預金部の資金の約90%が長期性資金であるにもかかわらず、その運用状況は25年9月末で、総資金2.265億円のうち1年以上の長期資金に充てられているもの1.317億円、短期運用にあてられて

第5表  
余裕金の推移

	億円
23年9月	81
12月	91
24年9月	236
12月	170
25年9月	312
12月	505
26年9月	752

澄田智・鈴木秀雄「財政投融资」昭和32年、337ページ。

いるもの637億円、余裕金311億円で長期性資金は十分に運用されていなかった<sup>11)</sup>ため、長期産業資金の不足を訴えていた日本独占体にとっては、かっこうのものであったのである。しかし、25年末にやっと認められたドッジの回答も、直接の私企業融資ではなく金融債の引受けという形を通じてであり、しかも厳しい条件つきであった。

前稿でもみたように、GHQのいう証券市場育成による資本調達方式も、債務償還費による日銀の起債市場育成の買オペのゆきづまりとともに25年3月の52億円の見返資金の優先株引受けによって興銀等旧特銀の金融債発行枠の増大の方向を歩んでいたが、それでもオーバーローンはますます激化の方向をたどり、「25年度上期中全国計数において、預金増87.427百万円、貸出増134.468

9) 同上、337ページ。

10) 同上、333ページ。

11) 同上、337ページ。

百万円、日銀貸出増47.201百万円にして貸出残高の預金残高に対する比率は8月末において95%、9月末91%と著しく高率を示し(前掲、全銀協意見書)たため、オーバーローンになっている銀行融資中の長期産業資金融資分を金融債引受を通じて振り分け、この面からの日銀券の増発を抑える必要があったのである。

25年11月21日の池田蔵相宛のドッジ書簡<sup>12)</sup>は、大要、次のようなものであった。

「預金部資金は国民大衆の零細な貯蓄性資金であり、個々の資金の所有者の絶対的安全を計るよう運用すべきである。企業は直接この多額の金にありつきたいと願っているが、こうした産業に対する直接貸付は私企業投資に伴う凡ゆる危険に個々の預金者は曝されることになる。他方この資金は国民の貯蓄の中で最も集中された多額の蓄積である。その故にこの資金は健全なる長期証券投資の資金源として、特に適したものと考えられる。云々」

そして、預金部を改組して資金運用部制度にすることが提案されているが、それを受けて26年4月1日に改組された要点は、「(1)政府資金中運用可能なもの(見返資金を除く)は、原則として、すべて預託金として資金運用部に統合されることとなり、一元的運用機関となった。(2)資金の安全性の保証を制度的に確立した。すなわち、資金運用部に欠損が生じた場合には、一般会計から損失補てんを受けることとなり、資金の源泉である国民大衆の保護に万全を期した。(3)運用の範囲は最も確実なものだけに限定し、民間企業に対する投資としては厳重な量的制限を加えたうえで、金融債の引受、応募及び買入れのみを認めることとした」<sup>13)</sup>というものであった。

そして、この運用部制度は、第1に、見返資金を除く各種政府資金の独立運用が禁止され(資金運用部資金法2条)、政府資金の統合運用が預金部よりも強力なものにされ、第2に、資金の90%近くの国民の零細貯蓄を確実有利な方法で運用され(同、1条)ることになり、安全性の原則が据えられ、第3に、預託金

12) 同上、344-346ページ。

13) 同上、334ページ。

利率を法定（3ヶ月から5年以上の4段階、年3分5厘から年5分5厘）し、3ヶ月以上の定期預託に限定し、長期預託金制度が確立され、預託源泉による差別もなくなり、第4に、運用範囲も法定され、第5に、従来の預金部運用審議会にかわって資金運用部資金運用審議会が設けられ、大蔵大臣の諮問機関であるが、会長内閣総理大臣、副会長大蔵・郵政両大臣とし、総理府の付属機関とされ、運用方針および条件その他がここで審議されるということになった。

こうして「資金運用部資金は元来歳入歳出外現金であるため、その収支は予算の枠外にあり、その運用権は大蔵大臣に属し、審議会の議に付することによってこれを行うことができるという弾力性をもっている。したがって、運用に伴う損益収支を歳入歳出として経理するために設けられている資金運用部特別会計の予算による拘束、資金運用部から融資を受ける特別会計や政府関係機関の予算による拘束、ならびに、一般会計、特別会計、政府関係機関等を含めた財政の総合収支との関連による拘束等いわば間接的な拘束を受けるにすぎない」<sup>14)</sup>ものとなった。

こうした同資金の運用制度の「合理化」は、さらに、特徴的なことには、郵便貯金特別会計の赤字を制度的につくり出し、郵政労働者への「合理化」をせまるものとなった。

従来、郵便貯金は大蔵省預金部に帰属しており、その利子や事務費は預金部から郵政事業特別会計へ支払われていた。ところが運用部制度のもとでは、郵便貯金特別会計として別に経理され、運用部預託金利子収入だけで支払い利子、事務費を支払わねばならない建前となり、突如赤字が出るということになった<sup>15)</sup>。これは一般会計からの繰入れによって補てんされることになったが、「後口この会計に余裕が生ずるようになったときは、これを一般会計に戻すことになっている」というものであった。例えば、「27年度における郵便貯金の資金コスト（ただし予算による推定）は、5.69%（平均利子率2.54%、一般経費率4.14%）

14) 前掲書「金融制度」210ページ。

15) 例えば、「27年3月31日現在の郵便貯金特別会計予定貸借対照表」によれば、「本年度欠損金」が15億円見込まれている。

で、27年上期における銀行預金コスト7.34%（平均利子率3.14%、一般経費率3.75%、税金0.45%）を0.65%がた下回っている。」<sup>16)</sup> 郵便貯金の一般経費率の高さは、より零細資金を集める必要上当然であろうと思われる。しかるにこうした制度のもとで、後になってこの運用部資金がより多く財投の原資として動員され、しかも低利資金としての要請がより強まってくることとなるのであるが、それが他方、一般会計における財源難の深刻化もともに増大するのであって、こうしたことがより強く郵政労働者に「合理化」をせまってくるのは明らかなことであった。

以上のような運用制度そのものの「合理化」再編を条件として金融債の資金運用部資金による引受けが認められたのであるが、それも極めて「厳格な」条件付のものであった。

資金運用部資金法に定められた運用範囲は、①国債及び国に対する貸付、②政府関係機関の発行する債券及びそれに対する貸付、③地方債及び地方公共団体に対する貸付、④帝都高速度交通営団等に対する貸付または債券、⑤金融債、というものであった<sup>17)</sup>。こうして、前稿でもみたように、金融債以外は全て公共事業的な方面への融資に限られていたのである。

金融債引受の条件は、その運用額が資金運用部資金の運用総額の3分の1を超えてはならない、発行金融機関ごとに市中との協調を前提とし、1つの金融機関の発行する金融債の5割、1つの金融機関の1回に発行する金融債の6割を超える割合の金融債の引受け、応募または買入れを行なってはならない。また、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件は市中と同じでなければならない、というものであった。

ドッジの先の書簡によれば、「金融債の吸収は資金の用途及び範囲を広く分散し、また通常の金融危険を銀行が中間において負担する、すなわち保障することになり、且つ諸資金が民間金融機関という通常のルートを通じて活用され

16) 前掲書「金融制度」215ページ。

17) のち27年電源開発株式会社に対する貸付が特例的に追加された。

る利点を有するものである」と述べている。つまり、ドッジの構想は、「零細資金の安全性確保」をたてにして、直接の私企業貸付でなく金融債引受という形をとることによって、また金融債引受を市中ベースで行ない、各個の発行金融機関との特別密着した関係をもたないようにして、産業独占体あるいは銀行独占体とこの資金との「寄生的な」関係を極力排除することによって、運用部資金の効率的運用を確保し、かつ、独占体への「合理化」圧力をかけようとするものであった。

25・26年度の運用状況を見ると、26年度末で一つの金融機関の発行金融債の5割近くになっている。そ

第6表 運用部金融債運用状況

れは、単に新規発行の引受けだけでなく、市中銀行保有の既発行分の買上げや、市中銀行が買上げによる資金を新規発行事業債引受に

	運用原資 総額 (A)	金融債 (B) 億円	運用比率 (B/A) %
25年度末	2559	179	7.0
26 //	4362	479	13.4
27 //	6271	834	17.0

澄田智・鈴木秀雄「財政投融资」707ページ。

まわすことを条件にした保有分の買上げ、また、市中銀行が買船資金及び船舶改造資金融資にまわすことを条件にした保有分の買上げ、といったひもつきオペレーション操作も行っている。25・26年度の運用額の半分前後を興銀債引受

第7表 運用部引受金融債内訳（理財局調）（単位 億円）

	25 年 度			26 年 度			
	発行現在 高 (A)	引受額 (B)	B/A%	発行現在 高 (A)	引受額	引受現在 高 (B)	B/A%
興業債券	426	82	19.4	670	147	230	34.3
勸業債券	184	64	34.9	326	90	154	47.3
北拓債券	16	3	22.8	34	10	13	40.0
農林債券	37	14	37.8	101	35	49	48.7
商工債券	51	14	28.3	100	17	32	32.0
合 計	715	179	25.1	1,232	300	480	38.9

宮下武平「国家資金」昭和30年，293ページ。

けで占めている。

こうした金融債引受によって支えられた長期信用銀行（興銀と長銀——長銀債引受は27年度から）は、その融資の過半が設備資金であるが、その半分近くが見返私企業投資以来の4重点産業（電力、海運、鉄鋼、石炭）にむけている。（第8表）また、この長期信用銀行は、開銀の協調融資の片方としても重要な役割を担っている。

第8表 長期信用銀行貸付金の4重点産業に占める割合

	融資総額 (A)	設備資金 残高 (B)	左のうち、4 重点産業 (C)	B/A	C/B
26年3月	690 億円	376 億円	123 億円	54.5%	32.8%
27年3月	1028	571	231	55.6	40.5
28年3月	1559	882	495	56.4	56.3

澄田智・鈴木秀雄「財政投融资」714ページ。

第9表 開銀と市中貸出との協調融資割合

	開 銀	長 銀	都市銀行	地方銀行	その他	計
26年度	53.0	21.7	22.2	1.1	2.0	100
27 〃	50.0	19.8	19.0	0.9	10.3	100
28 〃	42.1	28.9	10.5	1.8	16.7	100

注 但し電力・海運はここから除かれている。

日本開発銀行「日本開発銀行十年史」, 68ページ。

以上にみた諸点からみるならば、運用部制度は、民間銀行のパイプを通じて産業における設備投資資金をもっとも効果的に供給するために、「競争条件の整備」に十分な配慮を行ない、これによって、民間企業への合理化圧力をたえずつよめながらより近代化された大規模な設備をもつ大会社の発展にきわめて有利な競争条件を「健全な」かたちで準備したといえよう。

#### IV 見返私企業投資と開銀の設立

前稿でみたように見返資金は、26年度からはそれまで融資対象としていた公企業分野をすべて運用部にまかせることによって、その資金の圧倒的部分を私



企業投資及び重要産業むけにまわすことになったが、これに先だって、25年10月31日には見返私企業投資枠の拡大がGHQによって認められた。

それは、「見返り資金の中小企業に対する融資を12億円から24億円に倍増し、また電力、海運以外の私企業投資も年43億円だったのを、60億円に増額することを承認する」というものであり、「そのうえに、このことを政府が発表する場合、これらの資金は輸出のための生産増強、生産性の向上およびコスト引き下げの目的に使用されるべきであって、いかなる意味においても賃金の引上げや経営内容改善をもたらす確証のないかぎり、企業の赤字の穴埋めなどに使ってはならないことを声明」(傍点引用者)するように言われ、「その案文も渡された」というものであった<sup>19)</sup>。これが、23年の「賃金三原則」や経済安定九原則の内容の1つであり、見返資金はこの目的遂行の手段であったのであるが、この私企業投資枠の拡大の方針が開銀設立の線へとつながるものであった。そして、こうした内容を受けつぐものでなければならなかったのであり、日本独占体の「安易な」要求どおりに行くものではなかった。

前稿でもみたように、「自立化」のための「産業合理化」はそのための長期資金の不足という事態に直面し、価格統制、価格差補給金の減廃によって物価とりわけ石炭等をはじめ重要原材料部門の価格の「国際的な割高」を著しく現出させ、しかも市中金融がそれらの部門にまわらないという事態から、長期産業資金としての国家資金の動員、また積極的に市中の資金をもそうした部門に動員する政府金融機関を設立することが日本財界から要望されていた。それは見返私企業枠の拡大というにとどまっていなかったのであるが、GHQは、インフレ抑制とGHQ主導の産業再編成を行うため、産業むけ国家資金の唯一のものとして見返資金を自己の管理下においていたのであり、それはこのことの一変更に意味するものであったのである。

しかし、朝鮮戦争による情勢の変化と「自立達成」の急務から、先の基調をひきつぎ、インフレを昂進させず、しかも日本独占体の財政資金への「寄生的

19) 渡辺武「占領下の日本財政覚え書」昭和41年、321ページ。

性格」を増大させないで「合理化」を遂行する手段として、一定程度財政資金供給の機関をつくることに同意することになったのである。

当初日本側では、大蔵省銀行局の産業建設金融公庫案、通産省の日本開発会社案(イギリスの工業金融会社を範としたもの)、運輸省の海事金融公庫案、安定本部の投資特別会計案など様々に出されていたが、ドッジもまた、動産設備信託方式やまた「日本側が復金回収金を出資し、アメリカ側が見返資金回収金を出資する日米合弁銀行の設立構想」も考えていた(傍点引用者)<sup>19)</sup>。こうしてドッジと日本側との交渉の中で「見返資金の運用とその将来の問題、市中金融機関貸付の長期固定化と流動性欠如の問題、インフレーションを抑制しつつ資本蓄積をすすめる方法の問題などにつき論議が行われ」(傍点引用者)た結果、ドッジとの間では、市中銀行が設備資金融資をも行ない、また企業側も銀行からの短期資金を借り替えながら長期資金にあてているという問題から、市中銀行の長期固定貸付のリファイナンス(肩替り融資)を目的とする新銀行の設立という形で認められることになった。

しかし、1月11日の池田蔵相発表の開銀設立構想やそれと前後して作成された大蔵省側の原案では、「大蔵大臣の監督内容、役職員地位、予算の編成および執行、経理その他の面においても、輸銀の例にならって、できるかぎり無用の拘束を避け、その自主的責任による能率的な運営」として「全額政府出資の銀行」とする点、あるいは、復興金融金庫を解散し、その債権等を継承し、見返資金出資と合同させるという点(復金を即座に合体させると開銀の「イメージ」が悪くなると「配慮」され、最終的には別の法律により、27年3月末までに承継されるということになった。)では問題がなかったが、第1に、資本金の数倍の債券発行を認め、「債券引受けは、預金部資金を主とするが、市中引受けも認める」(傍点引用者)というものであり、第2に、肩替り融資に重点をおきながらも、新規融資も行なうというものになっていた。

19) 日本開発銀行「日本開発銀行十年史」昭和38年、32ページ。以下、開銀設立の事情については、同、39-42ページ参照。

これらに対するGHQの意向は、「(1)債券発行や借入金を認めると予算編成上コントロールしにくく、かつ総合的な資金需給の面からインフレ要因になる可能性があるので反対であること、(2)融資方針はリファイナンスだけが望ましいこと」(傍点引用者)というものであった<sup>20)</sup>。

結局、債券発行や借入金規定については、GHQの強い反対のまゝに実現しなかったが、「融資は協調融資・肩替融資のほか、直接融資・新規融資もできる」とする方向が示されることになった。こうして預金部資金は動員することができなかったが、この融資方針についてはさらに、法案決定の段階では肩替が中心ではなく長期資金供給が主目的となるに至った。また、輸銀の例のように業務期間を定めるものではなく、恒久的な機関とされることになったのである。「日米経済協力」構想が次第に具体化しはじめる26年に入るとアメリカ側の態度も、日本の「資本蓄積は急務である」とする方向を強めることになったのである。

大蔵省原案の段階で大蔵省側は開銀の機能について次のように考えていた。

「(1)健全財政の枠内に蓄積された財政余裕金を開銀の窓口を通じて、電力・石炭・造船・鉄鋼などに長期設備資金として振り向ければ、インフレを抑制しつつ国家的要請に基づく資金の重点確保ができる。(2)わが国のように民間資本の乏しい国では、政府資金による資金統制の効果が大きい。したがって開銀が市中でまかなえない資金供給を重点的に行えば信用の質的統制を摩擦を伴わずに行うことができる。」(傍点引用者)<sup>21)</sup>

こうした構想も、GHQの単一為替レート維持・インフレ抑制堅持の態度のもとで先のような若干の修正を受けながらも基本的に貫かれていた。しかし、それでも大蔵省側は、GHQの方針を受けて開銀に「自主性」「効率性」を多くもたせ、また市中との協調融資の採用によって直接融資分を少なくしようとする方であったが、法案の閣議決定の段階で、安本・通産・農林・運輸などの

20) 同上、35ページ。

21) 同上、34ページ。

閣僚から「生産規模を急速に拡大するためには、相当巨額の資金を計画的に重要産業に投資する必要がある、このためには開発融資に産業資金計画など政府の意図を直接反映させ、政府自体が前面に立って計画融資を行なうべきである」などの主張が強くなされ、開銀の自主的責任による能率運営をまもりながらも、「政府の産業・交通および金融に関する総合的な政策およびこれに基づく基本計画に順応せしめる」との閣議了解がなされた。

このように、開銀案が最終決定をみるまでに多くの曲折を経るものであったが、基本的には「効率的」「自主的」機関として設立されたのである。それは、以前の復金との比較でみれば、①1年以上の長期資金で設備資金融資に限られ、償還確実、市中との競争排除が明記され、肩替融資も行なうものであり、②債券発行は認められず、③融資決定権限は総裁に一任して融資責任も明確化され、④毎事業年度の収支予算のみを国会で議決し、⑤大蔵大臣専管とされ、⑥恒久的機関とされたのである<sup>22)</sup>。

そして、役員は、総裁小林中（生保協会会長、富国生命社長）、副総裁太田利三郎（日銀理事）、監事伊藤豊（地銀協会会長）が内閣総理大臣から任命され、理事中村建城（元大蔵省主計局長）、中山素平（興銀常務総取締役）、梅野友夫（日銀資金局長）、矢田部章（勸銀日本橋支店長）、参与関桂三（東洋紡会長）、石坂泰三（東芝社長）、三鬼隆（八幡製鉄社長）が総裁から任命された。

このような「自主的」「効率的」機関として設立された開銀は、見返資金から出資100億円（26年度補正予算で一般会計から追加出資70億円）を受けて、見返資金運用の管理権が一部開銀に移されたが、26年度は電力・海運（両者で26年度446億円）については依然見返私企業投資の下におかれ、その他の重要産業、つまり先の私企業投資枠の拡大部分を開銀がうけもつことになった。そして、先にみたその「効率性」の内容をも受けつぐのである。

見返私企業投資と開銀融資状況は第10・11表のとおりであるが、26年度には両者合わせて約740億円もの合理化資金が投入された。

22) 同上、40-41ページ参照。

第10表 見返私企業投資実績

(単位 億円)

	電力	海運	石炭	鉄鋼	化学 肥料	化学 薬品	化学 繊維	農林 水産	中小 企業	観光 等	優先株 引受	合計
25年度	100	128	23	7	2	3	4	3	11	0.4	52	337
26 //	232	214	2	—	—	2	2	6	19	3	—	483
27 //	198	119	—	—	—	—	—	7	0.4	—	7	332

宮下武平「国家資金」279-280ページ。

第11表 開 銀 融 資 実 績

(単位 億円)

	電力	海運	石炭	鉄鋼	自家発	一般 産業	繊維	肩替	中小 企業	合計
26年度	—	—	31	39	42	91	—	31	—	236
27 //	145	81	34	55	33	155	—	49	35	591
28 //	400	219	48	38	34	58	27	—	—	828

宮下武平「国家資金」296ページ。

この「効率性」の引継ぎは、とりわけ、貸出金利にあきらかである。貸出金利に見返資金が年7.5%であったのに対して、開銀は基準金利が年10%とされ、市中金利(興銀の27年における平均金利11.6%)と大差ないものであり、特別金利(7.5%)の範囲も限られており、電力・海運以外の新規貸付は、中小事業貸付の一部を除いて、全貸付に10%が適用されたのである。そして、開銀の態度は、「市中金利と切り離して引下げると事実上の補助金になる」<sup>23)</sup>(傍点引用者)としていたのである。市中金利とほぼ同じもしくは、それに近い金利を採用することによって、企業の「合理化」努力を強制し、そうした「努力の認められるもの」に資金供給を行なっていく機関として設立されたのである。

こうして開銀は、閣議決定による「政府資金による融資の基準となるべき産業および交通に関する基本計画」による基本方針、「わが国民経済の合理的な循環と国民生活の漸進的向上を確保し、併わせて米国はじめ民主主義国家に対する経済協力体制の確立を推進するため生産力の増加と貿易の拡大を図るこ

23) 同上、66ページ。

と」<sup>24)</sup>(26年度の基本方針, 傍点引用者)にもとづき、「日米経済協力機関」として、設備の近代化をはじめ「産業の合理化」「国民経済の合理的循環」を促進する重要な役割を果すこととなったのである。

### お わ り に

以上、輸銀、資金運用部、開銀について、その設立・改組の過程を考察したのであるが、これら三つの機関の再編成・設立をつらぬく大原則は、民間金融機関との競争を組織しながら、「弾力的に」長期資金を供給し、設備投資をもっとも「効率的」に遂行する新たな制度の形成であった、ということである。

いわゆる「補助金」とかわらない「復金型」の資金供給機構と対比するとき、これらの新しい機関は、「競争能力あるものには資金が与えられる」という形で、企業の合理化努力に比例して、資金が民間金融機関よりやや有利な条件で供給され、それによって「競争が激化しながら、企業間格差が拡大していく」というやり方を保障するものであった。これらの機関が「市中との競争の排除」をうたっているが、その場合の意味は、競争そのものを排除すということではなくて、民間金融機関の領域にとってかわってしまうほどの補助金供給的な機関、つまり民間金融機関をおしつぶすほどの独占的機関となることではなくて、むしろ民間金融機関との競争を組織する要因として位置づけられていたというべきものであった。それはいわば「独占の排除」を内容としてうたった独占体強化の方策を示しているものといえるであろう。

この方式の帰結は、生産能力の優秀な企業とそうでない企業との選別融資体制をつよめ、産業再編成と合理化の面では、いわゆる「スクラップ・アンド・ビルド方式」を貫徹していく制度的前提となるものであって、独占体の国家機関への寄生を、単純な補助金依存としてのみつかむことを許さない新しい現象であるということができよう。

財政投融资機関の形成はこのようにして、IMF体制下の物価政策を前提と

24) 大蔵省「国の予算」昭和26年度版, 526ページ。

しつつ、財政危機を克服しながら、しかも企業の「合理化」努力を促進する方策としての「国家的機関と民間機関の競争の組織」をおこない、これによって、産業再編成におけるスクラップ・アンド・ビルドを推進するという戦後日本の資本蓄積機構にとって無視しえない新しい環境を整備したのであった。